

平成 20 年

第 4 回市議会定例会 議案第 16 号

函館市税条例等の一部を改正する条例の制定について
函館市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 20 年 12 月 4 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市税条例等の一部を改正する条例

(函館市税条例の一部改正)

第 1 条 函館市税条例 (昭和 25 年函館市条例第 21 号) の一部を次のように改正する。

第 32 条第 1 項第 4 号中「 (平成 10 年法律第 7 号) 」を削る。

(函館市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 函館市税条例の一部を改正する条例 (平成 20 年函館市条例第 31 号) の一部を次のように改正する。

第 26 条の 6 を第 26 条の 7 とし , 第 26 条の 5 の次に 1 条を加える改正規定のうち , 第 26 条の 6 第 1 項に係る部分を次のように改める。

所得割の納税義務者が , 前年中に次に掲げる寄附金または金銭を支出し , 当該寄附金または金銭の額の合計額 (当該合計額が前年の総所得金額 , 退職所得金額および山林所得金額の合計額の 100 分の 30 に相当する金額を超える場合には , 当該 100 分の 30 に相当する金額) が 5 , 000 円を超える場合には , その超える金額の 100 分の 6 に相当する金額 (当該納税義務者が前年中に第 1 号に掲げる寄附金を支出し , 当該寄附金の額の合計額が 5 , 000 円を超える場合にあっては , 当該 100 分の 6 に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。) をその者の第 26 条の 3 および法第 314 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除するも

のとする。この場合において，当該控除額が当該所得割の額を超えるときは，当該控除額は，当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 都道府県，市町村または特別区に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第113条第2項に規定する共同募金会（その主たる事務所を北海道内に有するものに限る。）または日本赤十字社に対する寄附金（北海道内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で，令第7条の17各号に定めるもの

(3) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金で，次に掲げるもの

ア 市内に大学，学部または大学院を設置する国立大学法人または公立大学法人に対する寄附金

イ 独立行政法人国立高等専門学校機構に対する寄附金

ウ 学校法人が設置する学校または専修学校の校舎その他附属設備の受けた災害による被害の復旧のための寄附金で，市内に設置する学校または専修学校に対するもの

エ 学校法人が設置し，または設置しようとする学校，専修学校または各種学校の敷地，校舎その他附属設備に充てるための寄附金で，市内に設置し，または設置しようとする学校，専修学校または各種学校に対するもの

オ 市内に主たる事務所を有する法人または団体に対する寄附金（ア，ウまたはエに規定する寄附金に該当するものを除く。）

(4) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第3号に規定する公益社団法人および公益財団法人で，市内に主たる事務所を有するものに対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

- (5) 所得税法施行令第 2 1 7 条第 4 号に規定する学校法人または法人で、市内に主たる事務所を有するものまたは市内に学校、専修学校もしくは各種学校を設置するものに対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (6) 所得税法施行令第 2 1 7 条第 5 号に規定する社会福祉法人で、市内に主たる事務所を有するものまたは市内で社会福祉事業を営むものに対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (7) 所得税法施行令第 2 1 7 条第 6 号に規定する更生保護法人で、市内に主たる事務所を有するものに対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）
- (8) 所得税法第 7 8 条第 3 項に規定する特定公益信託（北海道知事または北海道教育委員会の所管に属するもので、主たる受益の範囲が市の区域内であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭
- (9) 租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条の 1 8 の 3 に規定する認定特定非営利活動法人で、市内に主たる事務所を有するものが行う特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

附則第 4 条第 3 項および第 7 条第 2 項の改正規定を次のように改める。

附則第 4 条第 3 項中「第 2 6 条の 6 第 1 項」を「第 2 6 条の 7 第 1 項」に、「」とあるのは、「第 2 6 条の 3」を「および第 2 6 条の 6」とあるのは、「第 2 6 条の 3，第 2 6 条の 6」に改める。

附則第 7 条の 3 の改正規定の前に次のように加える。

附則第 5 条第 3 項中「（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）」を削る。

附則第 7 条第 2 項中「第 2 6 条の 6 第 1 項」を「第 2 6 条の 7 第 1 項」に、「」とあるのは、「第 2 6 条の 3」を「および第 2 6 条

の 6 」とあるのは、「第 2 6 条の 3 ，第 2 6 条の 6 」に改める。

附則第 2 条第 3 項中「寄附金」の後ろに「または金銭」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

個人の市民税に係る寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲を拡大することとし、および規定を整備するため